

◎新潟県告示第930号

海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第7項の規定により佐渡沿岸海岸保全基本計画（平成15年5月新潟県告示第1132号）を変更したので、当該変更後の海岸保全基本計画（又はその写し）を新潟県農林水産部漁港課、土木部河川管理課、交通政策局港湾整備課、村上地域振興局地域整備部、佐渡地域振興局地域整備部（相川合同庁舎）、同部（港湾空港庁舎）において縦覧に供する。

平成28年8月30日

新潟県知事 泉 田 裕 彦